



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 371 平成29年和歌山県告示第448号 (和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率) の一部改正 (農業農村整備課) 1
- 372 道路の区域変更 (道路保全課) 1
- 373 道路の供用開始 (") 2

○ 教育委員会告示

- 1 和歌山県指定文化財の指定 2
- 2 和歌山県指定文化財の指定解除 3

○ 公安委員会告示

- 10 平成23年和歌山県公安委員会告示第5号 (犯罪被害者等早期援助団体の指定) の一部改正 4

○ 公告

- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課) 4
- 紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (") 4

○ 正誤

- 平成28年12月27日付け和歌山県報号外 (3) 和歌山県人事委員会規則第71号中 5
- 平成29年3月31日付け和歌山県報号外 (4) 和歌山県人事委員会規則第11号中 5
- 平成29年10月17日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第86号中 5

告 示

和歌山県告示第371号

平成29年和歌山県告示第448号 (和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率) の一部を次のように改め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「年0.1パーセント」を「年0.2パーセント」に改める。

和歌山県告示第372号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
-----	------	--------------	-----	-----

		メートル	メートル	メートル
伊都郡かつらぎ町大字島字川ソコ400番5地先から同町大字東洪田字丸毛36番2地先まで	旧	5.40 } 16.13	1,378.12	無名橋 (洪田1号橋) L=9.12
同上	旧	10.85 } 28.43	1,320.00	
同上	新	10.85 } 28.43	1,320.00	

和歌山県告示第373号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字島字川ソコ400番5地先から同町大字東洪田字丸毛36番2地先まで

供用開始の期日 平成30年4月1日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成30年3月14日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
建造物	旧大村家住宅長屋門 1棟	和歌山市岡山丁3番地	和歌山市	和歌山市七番丁23番地
美術工芸品 (絵画)	那智参詣曼荼羅・熊野観心十界曼荼羅 2幅	和歌山市吹上一丁目4番14号 (和歌山県立博物館)	宗教法人正覚寺	新宮市熊野川町四滝404番地
美術工芸品 (歴史資料)	紀州熊野浦捕鯨図屏風 6曲1隻	和歌山市吹上一丁目4番14号 (和歌山県立博物館)	和歌山県	和歌山市小松原通一丁目1番地
美術工芸品 (考古資料)	金剛峯寺境内出土の地鎮・鎮壇具 (135点) 金剛峯寺大門 (史跡金剛峯寺境内) 出土品 賢瓶 1点 (身1点、蓋1点) 輪宝 2点	伊都郡高野町高野山306番地 (高野山霊宝館)	宗教法人金剛峯寺、宗教法人金剛三昧院	伊都郡高野町高野山132番地、伊都郡高野町高野山425番地

檝 2点 五色の石 (梵字墨書) 5点 土師質土器皿 7点 徳川家霊台 (史跡金剛峯寺境内) 出土品 家康霊屋 輪宝 8点 檝 3点 秀忠霊屋 輪宝 6点 檝 3点 帰属不明 檝 9点 金剛三昧院 (史跡金剛峯寺境内) 出土品 賢瓶 1点 (身1点、蓋1点) 中国銭 18点 台座石 1点 土師質土器皿 24点 高野山霊宝館八大童子 ほか保存施設発掘調査地 (金剛峯寺遺跡) 出土品 賢瓶 1点 (身1点、蓋1点、内容物が墨書された紙包16点) 「宝性院跡」教化研修道場発掘調査地 (金剛峯寺遺跡) 出土品 折敷 2点 京焼施釉陶器皿 23点				
---	--	--	--	--

(無形民俗文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	保持団体	保持団体所在地
民俗文化財 (無形民俗文化財)	須賀神社の秋祭 1件	日高郡みなべ町西本庄242番地	須賀神社秋祭文化財保存会	日高郡みなべ町西本庄242番地

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例 (昭和31年和歌山県条例第40号) 第4条第1項の規定により、平成30年3月14日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
建造物	旧和歌山県会議事堂 1棟	岩出市根来2347番地22	和歌山県	和歌山市小松原通一丁目1番地

(無形民俗文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	保持団体	保持団体所在地
----	--------	-------	------	---------

民俗文化財 (無形民俗文化財)	熊野速玉祭	1件	新宮市新宮1番地	熊野速玉大社祭事 保存会	新宮市新宮1番地
民俗文化財 (無形民俗文化財)	熊野御燈祭	1件	新宮市新宮1番地	熊野速玉大社祭事 保存会	新宮市新宮1番地

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
史跡	塩屋王子跡 1件	御坊市塩屋町北塩屋字宮山畑1145、1146番地	宗教法人塩屋王子神社	御坊市塩屋町北塩屋字宮山畑1145、1146番地
史跡	芳養王子跡 1件	田辺市芳養町1030番地	宗教法人大神社	田辺市芳養町松原

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第10号

平成23年和歌山県公安委員会告示第5号（犯罪被害者等早期援助団体の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

本文中「和歌山県和歌山市小松原通一丁目2番地1」を「和歌山県和歌山市雑賀屋町1番地」に改める。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第3条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第3条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

正 誤

正 誤

平成28年12月27日付け和歌山県報号外 (3) 和歌山県人事委員会規則第71号中

ページ	誤	正
41	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 高年 齢受 給資 格者 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特例 受給 資格 者 </div>

正 誤

平成29年3月31日付け和歌山県報号外 (4) 和歌山県人事委員会規則第11号中

ページ	誤	正								
9	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;"></td> <td style="width: 50px; height: 50px;"> 事務局長 事務局次 長 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;"> 分局長 分局長代 理 </td> <td style="width: 50px; height: 50px;"></td> </tr> </table>		事務局長 事務局次 長	分局長 分局長代 理		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;"></td> <td style="width: 50px; height: 50px;"> 事務局長 事務局次 長 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;"> 分局長 分局長代 理 </td> <td style="width: 50px; height: 50px;"></td> </tr> </table>		事務局長 事務局次 長	分局長 分局長代 理	
	事務局長 事務局次 長									
分局長 分局長代 理										
	事務局長 事務局次 長									
分局長 分局長代 理										

正 誤

平成29年10月17日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第86号中

ページ	誤	正
1	第2項の表	第1項の表